

京都市生物多様性プラン（仮称）の基本的事項

1 位置付け

本プランは、生物多様性基本法第13条に規定する「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」に相当する。

京都市基本計画及び生物多様性国家戦略との整合をとりつつ、関連分野の諸計画等と連携しながら、生物多様性保全に係る施策や事業の推進を図ることを目指す。

2 対象とする地域

（1）対象地域

京都市域とする。

（2）地域区分

京都市域の自然環境を、生物の生息環境やその環境が持つ特徴・機能をもとに、「奥山・里山」、「農耕地」、「都市緑地」、「水域」の4類型に区分する。

3 目標

（1）計画期間

本プランの計画期間は、京都市基本計画の計画期間及び生物多様性国家戦略2012-2020の目標年を踏まえ、2020（平成32）年度までとする。

（2）目標像

京都の豊かな文化が世代を超えて継承されるよう、京都市の生物多様性に関する

- ①差し迫る危機に対応する
- ②市民や事業者等の意識を高める
- ③事業者による地域資源の活用を促す

4 基本理念

生物多様性の保全と再生

京都の伝統文化を育んできた自然及び自然との関わりの再生が、本プランの推進にとって必要不可欠であることから、目標を達成するための基本理念として掲げる。

また、目標を達成するための取組の柱を「生物多様性に係る啓発効果」と「市民・大学・事業者等の連携による相乗効果」の2点と捉えた上で、以下5のとおりにコンセプトとして掲げる。

5 コンセプト

生物多様性の保全を身近な問題として考え、行動する「人づくり」の推進

環境教育や啓発活動等を通じて、市民が生物多様性について正しく認識し、その保全に向け積極的に行動することを目指す。

生物多様性保全に向けた「企業の社会貢献活動の拡大」の促進

企業が CSR 活動の一環として、生物多様性保全に取り組むことを促すしくみづくりを進める。

生物多様性保全に向け行動する「ネットワーク」づくり

市民・企業・大学等の研究機関・市民団体・行政が、目的や目標・達成に向けた行動を共有できる「ネットワークづくり」を進める。

京都の伝統的な文化を育んできた「自然との関わりの重視」

近年減少が顕著な祇園祭の粽に用いるチマキザサや葵祭で祭祀品として用いるフタバアオイなどの再生に取り組む市民団体の活動を支援するなど、京都の伝統的な文化を次世代に引き継いでいくための取組を進める。

ナラ枯れ等具体的な被害への対応

例えば、小倉山や高台寺山における市民団体・事業者・行政等が連携した森林再生の取組について、森林保全の取組とあわせて広く情報発信することにより取組拡大を図るなど、ナラ枯れなどの被害拡大防止や三山の景観保全等に向け、必要な取組を進める。